

2024年 年間計画

社会福祉法人恵庭光風会 虐待防止委員会

4月	24日	第1回虐待防止委員会	虐待防止委員の顔合わせ 運営要綱・年間計画確認 5～6月スローガン 虐待防止マニュアルについて
5月	22日	第2回虐待防止委員会 第1回身体拘束適正化委員会	今年度の虐待防止・権利擁護研修について検討 (Aさんについて検討) 虐待防止マニュアル各職員周知
6月	26日	第3回虐待防止委員会	サポカレ研修 7～8月スローガン 不適切支援自己チェックシート各事業所実施
7月	24日	第4回虐待防止委員会	不適切支援自己チェックシート結果報告 身体拘束適正化についてのミニ研修
8月	28日	第5回虐待防止委員会 第2回身体拘束適正化委員会	9～10月スローガン (Bさんについて検討)
9月	25日	第6回虐待防止委員会	行動規範について 虐待防止・権利擁護研修実施(仮)
10月	23日	第7回虐待防止委員会	行動規範について 虐待防止マニュアル各職員周知 11～12月スローガン
11月	27日	第8回虐待防止委員会 第3回身体拘束適正化委員会	(Aさんについて検討②)
12月	25日	第9回虐待防止委員会	1～2月スローガン 不適切支援自己チェックシート各事業所実施
1月	22日	第10回虐待防止委員会	不適切支援自己チェックシート結果報告
2月	26日	第11回虐待防止委員会 第4回身体拘束適正化委員会	3～4月スローガン (Bさんについて検討②)
3月	26日	第12回虐待防止委員会	今年度を振り返って

* 会議は基本第4水曜日

- ・「啓発スローガン」の掲示
- ・虐待防止委員会の会議録は職員全員に周知する。(LINE WORKS/各会議)
- ・委員会内研修の実施
- ・虐待防止・権利擁護研修の実施 (今年度は早めに計画実行)
- ・小冊子(お守り手帳)の活用について

* 身体拘束適正化委員会は3ヶ月に1度虐待防止委員会と同時に開催することとする。

身体拘束等行動制限についての確認は現在2名。

新たに対象者が出た場合はすぐに検討会議を開催する。